

復興大臣 渡辺 博道 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和5年6月29日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年が経過しましたが、復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

現在、村内居住者1,522人のうち、20代から50代の働き世代は413人、12歳以下の子どもは51人とどまっており、村内の高齢化は58.9%を超え、帰還率としては、25.7%に留まっており、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務です。

このため、本村では、復興庁の福島再生加速化交付金等を活用するなど、村に居住する方々が豊かな生活を送ることができ、さらに避難中の方も村に帰還したい、村外の方も村に住んでみたいと思える魅力に満ちた村づくりを進めています。

また、令和4年3月の「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを生かすとともに、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持または増やす取組みを進めています。

令和5年5月、長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示が解除されましたが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、長泥地区の再生と発展に向けた取組みを継続して進めることが必要です。

国は、特定復興再生拠点区域復興再生計画から取り残された区域について、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組みを進めていく。」との方針を示しており、国の責務として、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けて、村の実態に寄り添い、総力を挙げた対応が必要不可欠です。

以上を踏まえて、次のとおり要望いたします。

1 雇用（なりわい）を創出するための支援について

- (1) 若者や子育て世代をはじめとした村内居住者の増加を図るため、国は、福島県、12市町村移住支援センターと連携を図り、相談体制を強化するとともに、雇用の創出、家屋・アパートの整備に向けた支援を行うこと
- (2) 産業創出、企業誘致等を加速するため、東北中央自動車道から飯舘村へのアクセス道路の緊急整備と、いわきから飯舘村を經由し山形県の南陽市へ通じる歴史的街道の国道399号線の整備を進めること

2 農畜産物のブランド化に向けた取組みの支援について

- (1) 村の基幹産業である農畜産業の力強い再生と発展のため、飯舘村各種農畜産物の「いいたて」ブランドの再生、創出を図る取組みに対し、財政措置を含めた必要な支援を行うこと
- (2) 本村は、帰還促進、移住促進につながる施策として「飯舘牛」ブランドの再生に向けた畜産振興と農地中間管理事業による農地利用集積を強力に進めてきたが、水田活用の直接支払交付金は、これらに取組む先駆的な経営体にとって重要なものであり、被災地の実態に即した適切な運用を行うこと

3 福島再生加速化交付金の財源確保について

福島再生加速化交付金の第2期復興・創生期間見直し時期である令和8年度以降も継続的な財政支援を行うこと。

4 解除区域を含む帰還困難区域全域の再生に向けた支援について

- (1) 令和5年5月に、帰還困難区域の一部を避難指示解除した長泥地区の再

生はまさにこれからが本番であり、環境再生事業を受け入れるなど、先進的に国に協力してきた。長泥地区の再生に必要な令和8年度以降の財政支援を継続し、福島再生加速化交付金等による農業用施設や農業機械の整備を進め、安定した経営品目を具体化するための指導を実施すること

- (2) 環境再生事業が終了し、地権者に農地が返還された後も、平成29年3月末に避難指示が解除された他の19行政区との公平な支援として、令和8年度以降も営農再開支援事業等の支援策適用と予算の確保を行うこと
- (3) 帰還困難区域の山林の解除に向けた要件を整理し、国有林、民有林の脱炭素に向けた長期的な視点に立っての適正な管理を指導すること

5 環境再生事業の理解醸成の推進について

- (1) 除去土壌の県外最終処分に向け、福島県内外のより多くの人たちに長泥地区環境再生事業を見てもらうとともに、科学的知見のもと本事業の全国的な理解醸成を進めること
- (2) 放射性物質を含む土壌の再生利用について、長期的な視点に立ち、長泥地区環境再生事業を事業完了後も継続的に環境省と飯舘村の協働した維持管理モデルとすること

6 脱炭素むらづくりに向けた支援について

- (1) 木質バイオマス発電事業による排熱等を利用した未来志向型農業に向け、福島国際研究教育機構（F-REI）から、研究課題の地域連携を想定したヒアリングを受けており、飯舘村で木質バイオマス施設を含めた複合的な実証フィールドとして蕨平地区を活用とすること
- (2) 木質バイオマス利用による脱炭素・循環型社会貢献のためには、村の山林

の約7割を占める国有林・民有林それぞれの森林施業の実施に向けた支援策や、予算の確保を行うこと

- (3) 森林環境譲与税の譲与基準について、森林整備等を進め、山林地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すこと

7 原子力損害賠償について

令和4年12月の原子力損害賠償紛争審査会から示された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補」等に基づき、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、改めて東京電力に対し指導すること。

8 介護保険制度について

被災自治体の介護保険の現状と将来予測を踏まえた激変緩和措置としての財源補填、介護保険料の広域化（国保の県単位等）など、総合的な対応策を図ること。

9 人的支援について

- (1) 国・県・自治体職員の派遣を追加及び継続すること
- (2) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事業等の継続、産業創出、起業誘致に向け国が有する各種知見の提供等及び伴走型の人的支援を継続して行うこと
- (3) 帰還困難区域の再生と発展のため、引き続き国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続すること

- (4) 木質バイオマス等を利用した脱炭素むらづくりに向け、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や、再生可能エネルギーを活用した地域の振興等、各種ゼロカーボン施策の実施、さらに村内への企業誘致等を進めるためには専門性の高い人材が必要であり、積極的な人的支援として専門職員を配置すること

10 原油価格・物価高騰等への対応について

原油価格・物価の高騰により、社会経済情勢は厳しい状況にあり、事業者等の事業継続や、地域の生活・経済を守るため、強力に対策を講じていくこと。

(1) 中小企業等の事業継続に関する支援について

事業復活支援金の再給付や、税・保険料の減免・猶予などの支援策を継続・拡充すること

(2) 農業経営体等への支援について

飼料・資材等の価格高騰により、打撃を受けている農家等に対し、価格高騰分を補てんすること